



Tottori Pref.

東日本大震災 避難者等総合支援チーム会議

日時：平成29年2月9日（木）10：30～
場所：議会棟3階 特別会議室

次 第

I あいさつ

II 報告

(1) 避難者の受入れ状況

(2) 東日本大震災に関する支援状況・平成29年度の予定
(県・市町村)

- ・ 被災地への職員派遣
- ・ 県内避難者への支援

(3) とっとり震災支援連絡協議会の活動状況報告

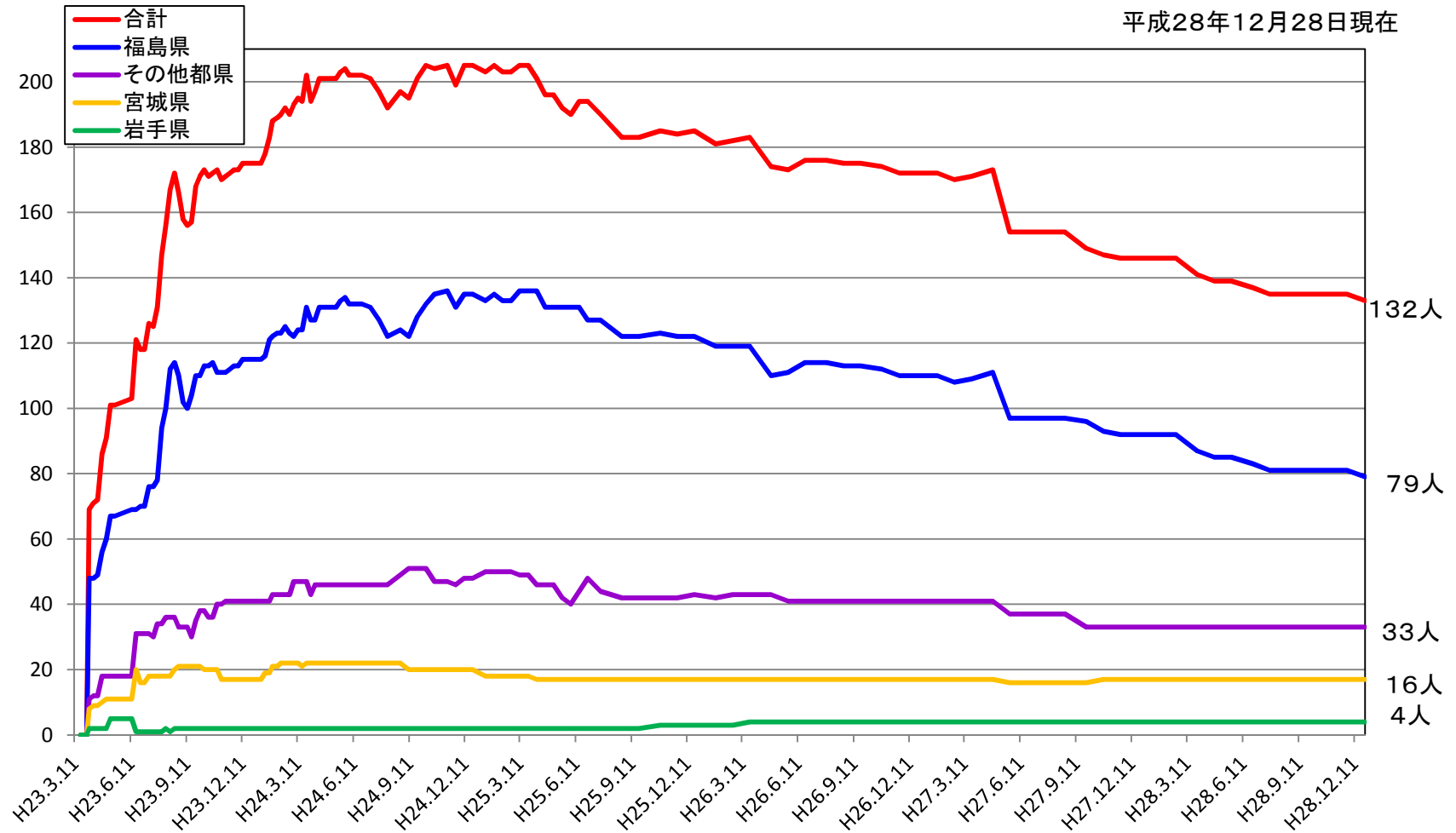
III 意見交換

避難者の受入れ状況

◆現在の本県への避難者数

56世帯 132人 (平成28年12月28日時点)

◆避難者受入経過



避難者の受入れ状況

◆市町村における受入状況(平成28年12月28日現在)

(単位:人)

	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	若桜町	三朝町	琴浦町	北栄町	大山町	南部町	伯耆町	計
岩手県	1	3										4
宮城県	7	1	3	3							2	16
福島県	35	10	8	4	2	3	5	3	4	5		79
茨城県	3									3		6
栃木県	1											1
千葉県	7	2				3						12
埼玉県	8											8
東京都	3	3										6
計	65	19	11	7	2	6	5	3	4	8	2	132

※岩美町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、日吉津村、日野町、江府町、日南町は避難者の受入れなし

※県内に定住を決められ、生活しておられる方も含む。

これまでの被災地支援（職員派遣）

区分	H28年度までの取組内容・成果	H29年度の予定
被災地への職員派遣(県)(人事企画課)	<ul style="list-style-type: none"> ・関西広域連合と連携し、カウンターパート方式により今年度も宮城県へ土木技師等8名を派遣 ※今年度までの派遣実績(災害応援隊含む) 延べ714名(下記県教委分を含む県職員総数) 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県に土木技師等4名を派遣予定
被災地への職員派遣(市町村)(地域振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災県から全国市長会、町村会を通じて依頼されている被災市町村への市町村職員の長期派遣について、県も全市町村に対し協力要請 →被災県との連絡調整、職員派遣に係る実務協力、参考事例の個別提供等を実施 →これまでの派遣実績延べ24名 ・H28年度の派遣実績7名 <ul style="list-style-type: none"> (岩美町・智頭町・八頭町・三朝町・湯梨浜町 各1名・計5名→宮城県南三陸町) (伯耆町1名→宮城県東松島市) (米子市1名→岩手県宮古市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き来年度の派遣も含めて、各市町村に対し協力を要請中 <p>(参考)H28年8月25日 被災3県代表訪問団が継続要請のため来県</p>
スクールカウンセラーの派遣(教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・石巻市の小中学生の心のケアを行うため、H23年度以降、継続派遣(H23～H27 延べ216日間) ・今年度も12月末までに延べ10日間派遣(1月以降も延べ5日間派遣予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災県の要請に応じて対応
被災地への職員派遣(教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の復興事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査業務のため、文化財主事を福島県南相馬市へ派遣(H27年4月～9月:1名、H28年4月～H29年3月:1名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災県の要請を文化庁がとりまとめ、その依頼に応じて対応

県の支援策一覧（1）

支援内容	平成28年度までの取組内容・成果	H29度予算案
<p>東日本大震災避難被災者生活支援金の支給 (福祉保健課) 【継続】</p>	<p>【対象】 本県に1ヶ月以上居住する世帯(者) 【支給額】 一世帯につき30万円、単身者は15万円。ただし親類宅等に居住の場合は、それぞれ20万円、10万円。 【支給実績】(H28.12時点) H23年度 85世帯 20,050千円 H24年度 15世帯 3,400千円 H25年度 8世帯 1,500千円 H26年度 3世帯 550千円 H27年度 1世帯 150千円 ※H28年度は現在のところ支給なし</p>	<p>予算案 1,500千円 ※熊本地震避難被災者にかかる生活支援金を含む</p>
<p>東日本大震災避難被災者生活再建支援金の支給 (福祉保健課) 【継続】</p>	<p>【対象】 東日本大震災避難被災者生活支援金の受給世帯構成員で、本県に引き続き6ヶ月以上居住する者 【支給額】 1人あたり5万円 【支給実績】(H28.12時点) H25年度 137人 6,850千円 H26年度 7人 350千円 H27年度 支給なし ※H28年度は現在のところ支給なし</p>	<p>予算案 750千円 ※熊本地震避難被災者にかかる生活再建支援金を含む</p>

県の支援策一覧（2）

支援内容	平成28年度までの取組内容・成果	H29年度予算案										
<p>県営住宅等の提供 （住まいまちづくり 課・財源確保推進 課） 【期間延長】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅の家賃を免除 ・県職員住宅についても同様 ・民間賃貸住宅の借上げについても同様 ・入居期間は平成31年3月末まで <p>平成30年時点で被災地の復興状況や入居者の事情等を踏まえ、供与期間等を再整理。</p> <p>【入居状況】(H28.12時点)</p> <table border="1" data-bbox="622 798 1469 1161"> <thead> <tr> <th>避難先</th> <th>入居者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅</td> <td>19名(8世帯)</td> </tr> <tr> <td>市町村営住宅</td> <td>20名(7世帯)</td> </tr> <tr> <td>県職員宿舎</td> <td>5名(4世帯)</td> </tr> <tr> <td>民間住宅(県借上)</td> <td>5名(2世帯)</td> </tr> </tbody> </table>	避難先	入居者数	県営住宅	19名(8世帯)	市町村営住宅	20名(7世帯)	県職員宿舎	5名(4世帯)	民間住宅(県借上)	5名(2世帯)	<p>【民間賃貸住宅借上】 予算額 888千円</p>
避難先	入居者数											
県営住宅	19名(8世帯)											
市町村営住宅	20名(7世帯)											
県職員宿舎	5名(4世帯)											
民間住宅(県借上)	5名(2世帯)											

県の支援策一覧（3）

支援内容	平成28年度までの取組内容・成果	H29年度予算案
<p>ミドル・シニア・レディーズ仕事ふらざにおける被災者就職支援 (就業支援課) 【継続】</p>	<p>・年齢を限定せず、震災以降被災者の就職相談に応じている。 (本来は女性及び概ね40歳以上の男性が対象)</p> <p>【実績】(H28.12時点) H25年度 50代女性 1名(就業中) 60代男性 1名(H26.3帰還) H26年度 求職者登録なし H27年度 求職者登録なし ※H28年度は現在のところ登録なし</p>	<p>—</p>
<p>農林水産業への就業支援 (経営支援課) 【継続】</p>	<p>・被災者を雇用した事業者への研修費用助成 (既存制度を被災者向けに条件緩和)</p> <p>【就業の例】 ・農業 種まき、植え付け、農薬散布、収穫等の栽培管理作業 賃金:153,100円/月(上限) など</p> <p>【実績】 ・農業、林業 受入なし ・水産業 H23年 8名受入 (H28.3月時点 1名着業継続)</p> <p>※その他にも既存制度をHPで周知</p>	<p>【農業】 予算額 161,158千円 【林業】 予算額 192,709千円 【漁業】 予算額 78,755千円</p>

県の支援策一覧（４）

支援内容	平成28年度までの取組内容・成果	H29年度予算案																					
県立図書館での被災者への情報提供(県立図書館) 【継続】	・岩手県、宮城県、福島県の地方紙(4紙)を県立図書館、倉吉市立図書館、米子市立図書館で配架 ・宮城県と福島県のタウン誌(3誌)等を県立図書館で配架	—																					
子どもの心のケアの実施(青少年・家庭課、高等学校課、特別支援教育課) 【継続】	・福祉相談センター、児童相談所での相談対応 【実績】相談件数 H23年度 2名 H24年度以降 継続1名(H28. 2相談終了) ・スクールカウンセラーによる被災児童・生徒の心のケアの実施(各学校で対応)	—																					
県立高等学校の入学料等の免除(高等学校課) 【継続】	・県立高等学校の入学選抜手数料(2, 200円)、入学料(5, 550円)の免除 【実績】(H28.12時点) <table border="1" data-bbox="763 1070 1473 1465"> <thead> <tr> <th></th> <th>入学料</th> <th>入学選抜手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23年度</td> <td>3名</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>2名</td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>0名</td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td>H26年度</td> <td>0名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>H27年度</td> <td>1名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>H28年度</td> <td>0名</td> <td>0名</td> </tr> </tbody> </table>		入学料	入学選抜手数料	H23年度	3名	3名	H24年度	2名	0名	H25年度	0名	0名	H26年度	0名	1名	H27年度	1名	2名	H28年度	0名	0名	—
	入学料	入学選抜手数料																					
H23年度	3名	3名																					
H24年度	2名	0名																					
H25年度	0名	0名																					
H26年度	0名	1名																					
H27年度	1名	2名																					
H28年度	0名	0名																					

県の支援策一覧（5）

支援内容	平成28年度までの取組内容・成果	H29年度予算案																												
幼稚園、保育所の保育料の助成 （子育て応援課） 【継続】	・保育所徴収金（保育料）の減免を行った市町村への補助 ◆補助率 定額（市町村が減額した額） 【実績】 （H28.12現在） 平成23年度 なし 平成24年度 1市（3名） 平成25年度 1町（1名） 平成26年度 4市町（13名） 平成27年度 3市町（7名） 平成28年度 2市町（5名）	予算額 884千円																												
幼稚園、保育所の保育料、小中学校への学用品・通学費等の助成 （小中学校課） 【継続】	・幼稚園（公・私立）及び小・中学校（国・公・私立）に通う幼児・児童生徒への援助を行った市町村への補助 ◆補助率 10／10 【実績】 （H28.12時点） <table border="1" data-bbox="736 1010 1498 1414"> <thead> <tr> <th></th> <th>幼稚園</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23年度</td> <td>4件</td> <td>13件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>4件</td> <td>11件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>2件</td> <td>8件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>H26年度</td> <td>3件</td> <td>6件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>H27年度</td> <td>0件</td> <td>2件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>H28年度</td> <td>1件</td> <td>5件</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>		幼稚園	小学校	中学校	H23年度	4件	13件	2件	H24年度	4件	11件	1件	H25年度	2件	8件	1件	H26年度	3件	6件	2件	H27年度	0件	2件	0件	H28年度	1件	5件	1件	予算額 579千円
	幼稚園	小学校	中学校																											
H23年度	4件	13件	2件																											
H24年度	4件	11件	1件																											
H25年度	2件	8件	1件																											
H26年度	3件	6件	2件																											
H27年度	0件	2件	0件																											
H28年度	1件	5件	1件																											

※H28年度は見込み。

県の支援策一覧（6）

支援内容	平成28年度までの取組内容・成果	H29年度予算案
<p>特別支援学校等の学用品、通学費等の助成(特別支援教育課) 【継続】</p>	<p>【特別支援学校】 ・被災した幼児児童生徒の保護者に対するの補助 ◆補助率 保護者等の経済的負担能力に応じて支給</p> <p>【特別支援学級】 ・被災した児童生徒の保護者へ助成した市町村への補助 ◆補助率 10/10(市町村が支給した額)</p> <p>実績(対象児童生徒)なし(H28.12時点)</p>	<p>予算額 85千円</p>
<p>民間支援団体への業務委託(総務課) 【継続】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者交流会の実施 ・避難者の相談窓口の設置等 ・支援者のネットワーク化 ・広報紙の発行 ・学校、地域等への理解啓発活動 など 	<p>予算額 9,294千円</p>

市町村の支援策一覧(平成29年度予定)

市町村	支援策	避難者の有無
鳥取市	支援策あり ※別紙参照	有
米子市	支援策あり ※別紙参照	有
倉吉市	支援策あり ※別紙参照	有
境港市	支援策あり ※別紙参照	有
岩美町	—	無
若桜町	—	有
智頭町	支援策あり ※別紙参照	無
八頭町	—	無
三朝町	—	有
湯梨浜町	—	無
琴浦町	—	有
北栄町	—	有
日吉津村	—	無
大山町	—	有
南部町	支援策あり ※別紙参照	有
伯耆町	—	有
日南町	—	無
日野町	—	無
江府町	—	無

市町村の支援策一覧

◆鳥取市の支援策一覧(1)

支援策	内容
住民票の写しなどの発行手数料の減免措置	窓口請求の場合、被災された方が転入後、鳥取市の住民票の写しなどが必要な場合、被災証明書の有無にかかわらず、発行手数料を免除する。 減免期間は、市が市営住宅家賃を減免とする期間が対象。
市税の課税免除	災害前の住居に居住することができなくなった者又は福島原子力発電所の事故に伴い避難措置若しくは屋内退避を講じられた者のうち、鳥取県から居住地の提供の支援を受ける者について、鳥取県営住宅等に入居するまでの間、旅館・ホテル滞在時の鉱泉浴場(温泉)の入湯に係る入湯税の課税を免除する。
震災・救済・被災者受け入れ相談	震災・救済・被災者受け入れ相談を行う。 (1)受け入れ相談(ワンストップ) (2)住宅の確保 (3)情報発信
広報	被災者支援に関する情報を、市HP、CATVを通じて情報提供するとともに、報道機関への資料提供などを行う。
介護保険施設受け入れ相談	鳥取市内の介護保険施設や養護老人施設への入所申し込み相談を受け付ける。

市町村の支援策一覧

◆鳥取市の支援策一覧(2)

支援策	内容
介護保険サービスに関する相談	被災地から鳥取市内に避難された方で、介護保険について相談にお応えする。 介護保険料の減免や猶予、サービス利用料等の支払いの猶予などができる。
障がい者福祉に関する相談	被災地から市内に避難された方で、障がいがある方に対する相談対応を行う。
生活保護の決定と保護費の支給	避難等により本来の居住地に帰来できない被災者に対し、必要に応じて生活保護を適用し、保護費を支給する。 ただし、本来の居住地に資産がある場合、またその後の調査で資力が判明した場合等においては、生活保護法第63条による費用返済義務が生ずることがある。
国民健康保険料の軽減	被災者の転入後、国民健康保険料の支払い能力が回復する見込みがない場合、減免などの軽減措置を行う。
医療費の一部負担金の支払い免除	福島原発事故による警戒区域等から避難された方で、一部負担金の支払い免除(ただし、入院時食事療養費等に係る標準負担額等については除く)を受けるには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要。 ※ 医療機関へは、一部負担金等の免除証明書の提示が必要。証明書の申請は、ご加入の医療保険者にお問い合わせを。

市町村の支援策一覧

◆鳥取市の支援策一覧(3)

支援策	内容
特定健康診査等の受診	被災地から鳥取市内に避難された方で、国保特定健診及び特定保健指導並びに75歳以上の方が受診する健康検査、鳥取市各種がん検診の受診を希望される方への対応を行う。
保育園・幼稚園への受け入れ 並びに保育料軽減	被災地から市内に避難された幼児の保育を確保するため、保育園等を利用できるよう対応を行う。 ※条件あり
健康相談	被災地から鳥取市内に避難された方の健康不安への相談対応を行う。
子どもの予防接種	被災地から鳥取市内に避難された妊産婦や乳幼児の保護者からの申し出に基づき、予防接種法に基づく定期の予防接種(三種混合、二種混合、ポリオ、麻疹、風疹、日本脳炎、BCG、四種混合、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン)について、市公費負担により予防接種を実施する。
母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、乳幼児健康診査等の母子保健サービス	被災地から鳥取市内に避難された妊産婦や乳幼児の保護者からの申し出に基づき、母子健康手帳の交付や、妊婦健康診査受診券の交付、乳幼児健康診査(3~4か月児、6か月児、9~10か月児、1歳6か月児、3歳児)、育児相談、訪問指導等の母子保健サービスを実施する。

市町村の支援策一覧

◆鳥取市の支援策一覧(4)

支援策	内容
要保護・要支援児童の受入相談支援及び児童の発達相談支援	被災により、現に監督し、保護している保護者のいない児童(18歳未満)及び保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童に対する支援を行う。 また、児童の発達に関する相談支援を行う。
職業紹介等就業支援	被災地から避難された者に対し、無料職業紹介等の就業支援を行う。
有料指定袋の無料交付	被災地から市内に避難された方に、市指定の家庭ごみ有料指定袋を無料交付する。
市営住宅の提供	【対象】 東日本大震災により住宅が滅失し、もしくは住宅が著しく損壊したために当該住宅に引き続き居住することができない、又は原子力発電所事故による避難指示により緊急に住宅からの避難を余儀なくされている方。 【入居期間】 平成31年3月末まで 【家賃】 無償
児童生徒等の学校への受け入れ	被災地から鳥取市内に避難された児童生徒の就学機会を確保するため、住民票の異動がなくても市立小・中学校に就学できるよう対応する。

市町村の支援策一覧

◆鳥取市の支援策一覧(5)

支援策	内容
遠距離通学費補助制度	バス若しくは自家用車等での通学が必要となる場合は、遠距離通学費補助制度に基づいて通学に係る経費の一部を補助。
教科書の無償給与	就学校で必要となる教科書については、無償給与する。
学用品	授業を受けるため必要となる学用品等については、要望があれば、学校側でも支援に努めるよう配慮する。
精神面のケア	児童生徒の精神面のケアについては、各中学校区に配置されたスクールカウンセラーを中心に行う。
就学援助費の支給	被災地から市内に避難された方で、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や修学旅行費、給食費等の一部を援助。
水道料金の減免	被災者の方が、鳥取・国府地域、河原地域及び青谷地域の上水道給水区域内の公営住宅、一般住宅に入居された場合、入居期間の水道料金を無料とする減免措置を実施する。 減免期間は、市が市営住宅家賃を減免とする期間を対象とする。

市町村の支援策一覧

◆鳥取市の支援策一覧(6)

支援策	内容
水道料金の減免 【簡易水道室 0857-20-3246】	被災者の方が、鳥取市営簡易水道給水区域内の公営住宅、一般住宅に入居された場合、入居期間の水道料金を無料とする減免措置を実施する。 減免期間は、市が市営住宅家賃を減免とする期間を対象とする。
下水道使用料及び集落排水施設使用料の減免措置 【下水道経営課 0857-20-3302】	被災地から市内に避難された方が公営住宅、一般住宅に入居された場合、下水道等使用料を無料とする減免措置を実施する。 減免期間は、市が市営住宅家賃を減免とする期間を対象とする。
避難者への住宅支援事業補助金 【地域振興課 0857-20-3184】	被災地から既に市内に避難された方が、自ら居住する目的で本市内で住宅の取得、改修を行う場合、その費用の一部を補助する。

※保育園・幼稚園への受け入れ並びに保育料軽減対象となる児童は次の指定区域からの避難者に限る。

(その他、保育の必要性の認定等が必要)

- ・災害救助法適用区域(平成23年東北地方太平洋沖地震にかかる被害地域(東京都帰宅困難者を除く)、及び長野県北部の地震にかかる被害地域)
- ・東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第5条第1項の規定に基づき指定された地域

市町村の支援策一覧

◆米子市の支援策一覧【相談窓口:市民相談課 0859-23-5378】

支援策	内容
住宅支援	市営住宅を無償提供(敷金免除、連帯保証人不要) ※光熱費、共益費は入居者負担 ※入居期間 平成31年3月末まで
小中学校への就学支援	既存の「準要保護児童就学援助事業」を活用し、避難者という状況を勘案し認定。学用品費、医療扶助費、給食費などが対象。
市税の納付	市税の納付が困難な場合の相談受付(徴収猶予、減免等)
保険料・医療費減免	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の保険料の減免。医療機関での自己負担金の減免 ※原発避難者のみ対象
上下水道料金の減免	公営住宅・一般住宅において上下水道料金を減免
その他の使用料・利用料等の減免	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料、保育料、予防接種料、各種検診料、障がい福祉サービス利用料、各種交付手数料(住民票の写しなど)の減免 ・米子市可燃ごみ指定袋を軽減対象者に40枚(大袋)を上限として支給。 ※福祉サービスを受けておられる方や2歳未満の乳幼児がおられる世帯が対象

市町村の支援策一覧

◆倉吉市の支援策一覧

支援策	内容
上水道・下水道使用料の減免 【水道局 0858-26-1031】	市内の公営住宅、一般住宅に入居された被災者に対し上水道・下水道の使用料を減免する。
市営住宅家賃減免 【建築住宅課 0858-22-8175】	被災者世帯の市営住宅の家賃を減免する。
国民健康保険料減免 【医療保険課 0858-22-8124】	被災者の保険料を減免する。
保育園、認定こども園保育料減免 【子ども家庭課 0858-22-8100】	被災者の保育料を減免する。
住民票の写し等の発行手数料の免除 【市民課 0858-22-8155】	り災証明書の有無に関わらず、住民票等が必要な場合、発行手数料を免除する。
ゴミ袋の無料配布 【環境課 0858-22-8168】	1世帯につき100枚を無料配布する。

市町村の支援策一覧

◆倉吉市の支援策一覧

支援策	内容
介護保険料の減免等 【長寿社会課 0858-22-7851】	<ul style="list-style-type: none">・被災者の介護保険料を減免する。・被災者の利用者負担(1割分)を減免する。
教科書の無償供与等 【学校教育課 0858-22-8166】	<ul style="list-style-type: none">・小学校、中学校で必要となる教科書を無償供与する。・準要保護世帯と認められる場合、就学援助費を支給する。

市町村の支援策一覧

◆境港市の支援策一覧【相談窓口:自治防災課 0859-47-1071】

支援策	内容
可燃ごみ指定袋の無料配布	1世帯当たり、可燃ごみ指定袋100枚、軟質プラスチック類袋20枚を無料で配布する。
上下水道使用料の減免	被災者世帯の上下水道使用料を減免する。
保育料の減免	被災者の保育料を減免する。
福祉・保健サービス利用料等の減免	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険料の支払い能力が回復する見込がない場合、減免などの軽減措置を行う。・福祉サービスについて、被災者の状況に応じた必要な支援を行えるよう相談に応じる。
小中学校への就学支援	住民票の移動がなくても市立小・中学校に就学できるよう対応する。

※いずれも、県の避難者名簿に登録されている方を対象に支援を実施している。

市町村の支援策一覧

◆智頭町の支援策一覧

支援策	内容
生活費支援	被災者等に対し、日常生活を送るうえで必要な生活費を支援する。 ・1世帯 10万円 ・単身 5万円 を避難時に助成
児童生徒就学支援	被災者等の子どもたちの就学費用を免除する。(1年以内) ・給食費・通学費・学用品など
住宅支援	被災者等に対し、町営住宅を提供し、家賃を全額免除する。(1年以内)
上下水道使用料助成	被災者等が町内に居住した場合、上下水道使用料を全額免除する。(住宅支援期間を対象とする)
保育料、放課後児童クラブ利用料助成	被災者等の子どもたちの保育料、放課後児童クラブの利用料を全額免除する。(1年以内)
生活用品などの貸与	被災者等が町内に居住した場合、生活用品を貸与する。(例:テレビ、冷蔵庫、洗濯機等)
ごみ袋提供	ごみ袋を支給する。(住宅支援期間を対象とする)
がん健診など自己負担金助成	がん検診などの自己負担金について全額免除する。(1年以内)※智頭町に転入された被災者

市町村の支援策一覧

◆南部町の支援策一覧

支援策	内容
町営住宅無償提供	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：東日本大震災における避難者（罹災証明必要） ・家賃：無償 ・入居期間：1年（期間終了前に状況を聞き取り更新可能）
水道料金・下水道料金減免	<p>○上水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：（1）東日本大震災の被災者が南部町の公営住宅等へ避難生活のため一時的に住居したとき。 （2）一般住宅において被災者の避難生活を目的に、一時的に被災者を受け入れたとき。 ・減免：（1）公営住宅等被災者入居：免除 （2）前年同期の使用水量を差し引いた水量を減免 ・期間：（1）公営住宅等被災者入居：入居から1年間 （2）被災者世帯受入：被災者を受け入れた日から1年間 ・手続：要申請、決定（罹災証明添付） <p>○下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免：（1）公営住宅等被災者入居：免除 （2）被災者世帯受入：当該被災者受け入れ世帯における受け入れ後の人数から受入開始月前2か月間における人数を差し引いた使用料。 ・その他：上水道と同様